

(趣旨)

第1条 この規程は、産業医科大学病院組織規程（昭和54年規程第4号）第13条の規定に基づき、病院運営会議（以下「運営会議」という。）の運営に関する必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 運営会議は、産業医科大学病院（以下「病院」という。）の運営に関する重要事項について審議し、その円滑な運営を図ることを目的とする。

(審議事項)

第3条 運営会議は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 病院の運営方針に関する事項
- (2) 病院運営に係る事業計画及び予算に関する事項
- (3) 病院の経営施策に関する事項
- (4) 医療に関する重要事項
- (5) 病院及び産業医科大学若松病院（以下「両病院」という。）の運営に係る連携、連絡調整等に関する事項
- (6) 両病院の役職者等の選考に関する事項
- (7) その他病院運営に関する重要事項

(組織)

第4条 運営会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 病院長
 - (2) 副院長
 - (3) 常務理事（病院担当）
 - (4) 看護部長
 - (5) 病院長補佐
 - (6) 病院事務部長
 - (7) 診療科長会議の委員の中から選出された者 2名
- 2 前項第7号に掲げる委員は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

(会議の運営)

第5条 病院長は、運営会議を招集し、その議長となる。

- 2 病院長に事故があるときは、あらかじめ指名された副院長がその職務を代行する。
- 3 運営会議は原則として、毎週月曜日に開催する。ただし、病院長が必要と認めたときは、随時に運営会議を開催することができる。
- 4 運営会議は、委員の2分の1以上の出席により成立する。
- 5 運営会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 議長は必要に応じ、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- 7 議長は、運営会議の議事について議事録を作成し、これを保管するものとする。

(委員以外の者の出席)

第6条 運営会議は、必要に応じ、委員以外の者の出席を求め、その意見を聞き、又は報告を求めることができる。

第7条 削除

(庶務)

第8条 運営会議に関する庶務は、病院管理課において行う。

附 則

- 1 この規程は、令和5年10月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の産業医科大学病院運営会議規程第4条第1項第7号の規定により選出される委員の任期の開始は、この規程の施行の日とし、その任期は、同条第2項の規定にかかわらず、令和8年3月31日までとする。